

令和9年度大分県公立学校教員採用選考試験(令和8年度実施)の変更点について

令和8年1月28日
大分県教育庁教育人事課

令和8年度に実施する教員採用選考試験について、以下のとおり、大学等推薦制度の導入、特別選考VII（小学校教諭地域枠特別選考）の実施、臨時講師等の経験者を対象に加える第1次試験の免除制度の拡充を行います。

なお、日程等の試験の詳細は、4月上旬頃に実施要項において公表します。

1. 大学等推薦制度の導入

○大学及び大学院で学業成績優秀な学生を対象とした推薦制度を導入することで、優秀な教員の確保を図ります。

制度の概要

- ・教職課程をもつ大学及び大学院を対象とする。
- ・対象区分は、本県が指定する区分とする。
- ・1大学等からの推薦は、1区分5人までとする。
- ・推薦要件は、本県を第一志望とし、学業成績が優秀である者等とする。
- ・対象者は、1次試験を免除する。（2次試験は他と同様に実施する。）

※詳細は別紙「令和9年度大分県公立学校教員採用選考試験大学等推薦募集要項」をご覧ください。

2. 特別選考VII（小学校教諭地域枠特別選考）の実施

○本県の小学校教員を目指して大学へ進学し、地域や現場のニーズへの対応が期待される学生を、安定的に確保するため実施します。

制度の概要

- ・「大分の小学校教員志望枠」で大分大学に入学した学生を対象とする。
- ・大分大学の「大分の教志育成プログラム」を履修し、「大分の教志認定証」取得見込みの者を対象とする。
- ・採用予定者数は10人（一般選考小学校教諭の内数）とする。
- ・受験資格は、本県を第一志望とし、学業成績が優秀である者等とする。
- ・対象者は、1次試験を免除する。（2次試験は他と同様に実施する。）

3. 第1次試験の免除制度の拡充

○本県の公立学校で臨時講師及び非常勤講師（以下「臨時講師等」）として任用された経歷により第1次試験を免除する新たな要件を設けます。

令和
7
年
度
実
施

免除の要件

次の要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。

- ・前年度実施の第1次試験を受験し、合格した者であって、かつ、今年度実施試験において、同一の試験区分（教科・科目等）を受験する者



令和
8
年
度
実
施

免除の要件

次の①又は②のいずれかの要件に該当する者は、希望により第1次試験を免除する。

- ①前年度実施の第1次試験を受験し、合格した者であって、かつ、今年度実施試験において、同一の試験区分（教科・科目等）を受験する者

- ②次のアからウの全てに該当する者

ア現に大分県内の公立学校に臨時講師等として任用されている者

イ過去に大分県内の公立学校で臨時講師等として通算12月以上勤務した経験がある者

ウ前々年度実施の第1次試験を受験し、合格した者であって、かつ、今年度実施試験において、同一の試験区分（教科・科目等）を受験する者